

第41回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年8月30日（火）

午後4時10分から午後5時00分まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：B A. 5対策強化宣言の期間延長にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：「B A. 5対策強化宣言」の主な追加・変更点

資料3：B A. 5対策強化宣言 県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：「全数把握」見直しに対する本県の対応について

参考資料3：新型コロナウイルス感染者の陽性率の取扱いについて

参考資料4：新型コロナウイルス感染症に係る患者受入医療機関の増加について

参考資料5：新型コロナウイルス感染症入院患者の転院受入可能医療機関について

参考資料6：あいちの医療体制を守るための緊急メッセージ

～医療関係者の皆様への感謝とお願い～

参考資料7：新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の

取得に対する配慮に関する要請について

参考資料8：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料9：愛知県のワクチン接種の状況（1～3回目接種、4回目接種、小児接種）

参考資料10：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料11：オミクロン株対応ワクチンの接種について

第 41 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則 (代理出席：総務部長 すぎもと ひであき 杉本 英明)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	かち ようじ 可知 洋二 (欠席)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦 (代理出席：事務局次長 なるせ あきよし 成瀬 明良)
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所 長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美 (代理出席：保健衛生課長 あさい やすひろ 浅井 康浩)

日時：2022年8月30日（火）

午後4時10分から午後5時まで

場所：愛知県議会議事堂 5階 大会議室

第41回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

知事



古本副知事



松井副知事



佐々木副知事



林副知事



医療専門部会長
長谷川 好規



愛知県医師会
会長 柵木 充明



愛知県病院協会
会長 伊藤 伸一



名古屋商工会議所
専務理事 内田 吉彦



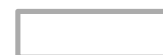
中部経済連合会
総務部長
杉本 英明



愛知県経営者協会
専務理事
岩原 明彦



愛知県市長会
事務局長
相津 晴洋



愛知県町村会
事務局次長
成瀬 明良



名古屋市保健所
医監



豊橋市保健所長



岡崎市保健所長



一宮市保健所長



豊田市保健所
保健衛生課長



政策企画局長



総務局長



人事局長



防災安全局長



県民文化局長



環境局長



福祉局長



保健医療局長



感染症対策局長



経済産業局長



労働局長



観光コンベンション局長



農業水産局長



農林基盤局長



建設局長



都市・交通局長



建築局長



スポーツ局長



会計管理者



企業庁長



病院事業庁長



議会事務局長



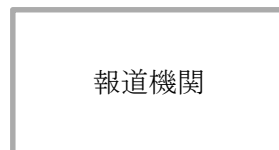
愛知県教育委員会
教育長



愛知県警察
本部長



- 保健医療局 生活衛生部長
- 保健医療局 健康医務部長
- 保健医療局技監
- 愛知県顧問
- 感染症対策局技監
- 感染症対策調整監
- 感染症対策課長
- 感染症対策局 医療体制整備室長
- 感染症対策局 感染症対策課
- 感染症対策局 整備室長
- 感染症対策局 ワクチン接種体制



報道機関

出入口

出入口

BA. 5対策強化宣言の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、8月5日からBA. 5対策強化宣言により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、感染力の非常に強いオミクロン株により、新規陽性者数は、7日間平均値が13,000人程度で高止まりしており、病床使用率も70%を超え、大変厳しい状況が続いております。

このため、8月31日までとされていた「BA. 5対策強化宣言」の期間を9月30日まで、再度延長しますので、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底と早期のワクチン接種の検討をお願いします。

特に、夏休みが終わることから、学校においては、教育活動を継続するため、健康観察を徹底し、体調不良の児童生徒等は登校させないなどの取組を改めてお願いします。

また、こうした感染状況の中で、医療機関や保健所には大きな負荷がかかり大変厳しい状況が続いております。緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。併せて、事業者や学校の皆様には、従業員や生徒等が療養を開始する際に、検査結果の証明書を求めないなど医療機関等の負担軽減へのご協力をお願いします。

オール愛知一丸となって、この第7波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域** 愛知県全域
- 2 延長期間** 9月1日（木）から9月30日（金）までの30日間
- 3 要請事項** 別紙『BA. 5対策強化宣言』に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

2022年8月29日

愛知県知事 大村 秀章

「BA. 5対策強化宣言」の主な追加・変更点

○実施区域

愛知県全域

○実施期間の延長

実施期間：8月5日(金)～8月31日(水)

延長期間：9月1日(木)～9月30日(金)

Ⅲ.その他のお願い

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応（項目新設）

【記載箇所の変更】（「県民の皆様へのお願い」から移動）

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診すること。

軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等に受診すること。

- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとすること。

【追加】

- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について事業者等は以下のことに配慮
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないこと。
 - ・証明を求める必要がある場合も、真に必要な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYSで取得した療養証明書等により確認すること。

BA.5対策強化宣言

県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

実施区域：愛知県全域

緊急対策期間：~~2022年 8月12日(金)～8月21日(日)~~

実施期間：2022年 8月 5日(金)～8月31日(水)

延長期間：2022年 9月 1日(木)～9月30日(金)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる））の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨。以下同じ）」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控え、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- ~~発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。 →⑬~~
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。
- ~~救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。 →⑬~~

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
 - ※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。
 - (11) 大人数での会食の場合は、事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対するイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりす

る運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくな
いか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。証明を求める必要がある場合も、真に必要な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYSで取得した療養証明書等により確認をお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

BA.5対策強化宣言

県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 8月 5日(金)～8月31日(水)

延長期間：2022年 9月 1日(木)～9月30日(金)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控え、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
 - ※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。
 - (11) 大人数での会食の場合は、事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○ 事業者に対するイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○ あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

○ イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

○ 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

○ 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事での会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○ 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○ マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。

○ 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

○ 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

○ 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

します。

- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。
- ⑩ **医療機関等の負担軽減に向けた対応**
 - 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
 - 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。
 - 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。証明を求めるとある場合も、真に必要な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYSで取得した療養証明書等により確認をお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状者の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。

- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 ＊必要な換気量（一人当たり換気量30m ³ /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） ＊機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け ＊機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% ＊屋外開催は除く
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

※参加人数が5,000人以下のイベントについては、「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等で公表してください。

5,000人を超える場合は、別途「感染防止安全計画」の提出が必要です。

2022年7月15日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

資料5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠) に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ 制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

BA.5 対策強化宣言

実施区域：愛知県全域

実施期間：8月5日～8月31日
延長期間：9月1日～9月30日

「BA.5対策強化宣言」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	入場者の感染防止のための整理・誘導 手指の消毒設備の設置 入場者に対するマスク着用等の周知 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

「BA.5対策強化宣言」での感染防止対策 ②

事業者	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑪ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容定員まで
		その他のイベント	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫ 行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛	
	⑬ 学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底	
	⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 【2歳未満児】マスク着用は奨めない 【2歳以上児】マスク着用は一律には求めない	
	⑮ 高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底	
	⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応	救急外来・救急車の利用は真に必要な場合のみ	
県	○ ワクチン接種の機会の提供	○ あいスタ認証店の普及	

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- **外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて**

② 県をまたぐ移動の注意点

- **基本的な感染防止対策を徹底**
- **移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までを目安に黙食**を基本とし、**マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は**避けて**



内閣府/伊藤健一/イラスト加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者の感染防止のための整理・誘導**
- **手指の消毒設備の設置**
- **入場者に対するマスク着用等の周知**
- **施設の換気 等**

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- **全ての施設で、感染防止対策の自己点検**

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画策定イベント	収容率 100% かつ 人数上限 収容定員 まで
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員 50%のいずれか大きい方
その他	<ul style="list-style-type: none">○事業者は適切な感染防止対策、イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止対策を徹底	

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事**は**感染防止対策**を**徹底**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を**徹底**し教育活動**継続**
- 十分な**身体的距離**を**確保**できる場合や**体育の授業**等で**運動**をしているときなどは**マスク**の着用は**不要**
- 感染症対策を講じてもなお**感染リスク**が高い**学習活動**は、地域の感染状況に応じて、**慎重に再開**を検討
- 臨時休業等で**登校できない**場合は、可能な限り**オンライン**による学習支援

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状**がある児童の**登園自粛の徹底**
- 大人数での行事の自粛**
- 2歳未満児**の**マスク着用は奨めない**
- 2歳以上児**についても、他者との**身体的距離**にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**
- マスクを着用する場合には**、子どもの**体調変化に十分注意**、**調子が悪い場合**などは**外させる**

⑮ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時の**マスク着用**、送迎時の**窓開け**や、**発熱した従業者の休暇等**、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**対応を徹底**
- 面会者からの**感染を防ぐため**、**感染が拡大している地域**では、**オンラインによる面会の実施**も含めて**対応を検討**。**通所施設**において、**導線の分離**など、**感染対策をさらに徹底**

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医や、「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診
- 緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみ

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- ワクチンの3回目・4回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進
- 大規模接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及



指標の推移

参考資料 1

		→指標の変更														→第7波													
日付		6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	179	156	152	130	127	123	128	124	121	113	109	110	125	129	131	138	162	175	180	188	189	198	198	205	228	260	285	302
	過去7日間平均	209.7	196.7	186.3	173.1	161.4	152.0	142.1	134.3	129.3	123.7	120.7	118.3	118.6	118.7	119.7	122.1	129.1	138.6	148.6	157.6	166.1	175.7	184.3	190.4	198.0	209.4	223.3	239.4
新規陽性者数		332	1068	913	819	794	830	690	275	1089	997	914	887	881	706	444	1373	1434	1322	1294	1470	1164	670	2481	2737	2712	2820	3227	3088
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		896.9	865.1	828.6	807.4	789.7	781.4	778.0	769.9	772.9	784.9	798.4	811.7	819.0	821.3	845.4	886.0	848.4	1006.7	1064.9	1149.0	1214.4	1246.7	1405.0	1591.1	1789.7	2007.7	2258.7	2593.6
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		4.7	4.4	4.4	4.1	3.7	3.4	3.1	2.9	2.6	2.1	2.0	1.9	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.4	1.6	1.9	2.1	2.4
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		47.9	48.3	47.4	43.4	43.9	40.1	41.6	41.3	42.0	42.3	46.6	46.0	47.1	47.0	48.6	52.6	57.9	58.0	60.3	68.7	78.3	79.7	89.0	98.3	108.7	123.3	135.6	145.3
陽性率 ^{※2}		16.8%	16.3%	15.8%	15.4%	15.2%	15.1%	15.0%	14.7%	14.7%	14.7%	14.9%	15.2%	15.4%	15.3%	15.6%	16.2%	17.2%	18.0%	18.6%	19.7%	20.7%	20.5%	21.9%	23.6%	25.1%	26.4%	28.2%	31.0%

日付		7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	307	311	320	337	364	446	483	510	523	534	561	611	626	655	718	768	851	907	930	961	1002	1047	1036	1104	1130	1182	1220	1311
	過去7日間平均	255.0	271.1	287.6	303.1	318.0	341.0	366.9	395.9	426.1	456.7	488.7	524.0	549.7	574.3	604.0	639.0	684.3	733.7	779.3	827.1	876.7	923.7	962.0	998.1	1030.0	1066.0	1103.0	1147.1
新規陽性者数		1545	6081	6363	6132	6351	7269	6222	3257	3668	13628	13326	12067	14348	11513	5018	15315	14801	15675	14397	14692	11085	5987	16923	17777	16004	14619	15937	13212
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2658.6	3172.9	3690.9	4179.4	4683.9	5261.3	5709.0	5953.6	5608.9	6846.7	7674.4	8491.0	9502.3	10258.1	10509.7	12173.6	12341.1	12876.7	13009.6	13058.7	12997.6	13138.0	13385.7	13790.9	13837.9	13869.6	14047.4	14351.3
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.9	2.0	2.3	2.4	3.0	4.0	4.9	5.7	6.7	7.6	9.0	10.4	11.6	13.3	15.0	16.9	19.1	20.9	23.7	26.3	28.6	30.9	32.9
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		149.3	171.1	193.3	225.4	252.4	288.6	316.7	336.1	321.3	382.4	431.6	474.3	532.7	579.1	608.7	717.4	758.6	816.9	864.3	921.9	957.8	972.0	1043.1	1105.1	1131.7	1171.9	1211.3	1250.1
陽性率 ^{※2}		30.0%	32.8%	35.6%	38.1%	39.8%	42.2%	44.4%	50.1%	42.6%	45.8%	49.8%	51.9%	55.6%	58.6%	52.2%	59.6%	60.9%	62.4%	64.6%	65.7%	65.8%	67.8%	70.3%	73.9%	74.7%	75.2%	76.6%	79.0%

		→確保病床定義の変更													
日付		8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	1374	1425	1408	1415	1453	1446	1450	1469	1214	1224	1223	1260	1254	1276
	過去7日間平均	1193.9	1249.4	1292.9	1333.6	1372.3	1404.6	1424.4	1438.0	1212.1	1216.9	1220.0	1226.0	1231.6	1239.3
新規陽性者数		5368	16940	18862	17079	7548	12178	9996	6107	11241	18985	17993	17716	17944	14501
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		14262.9	14265.3	14420.3	14573.9	13583.7	13026.7	12567.3	12672.0	11858.7	11876.3	12006.9	13459.4	14283.1	14926.7
(参考項目)															
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		34.9	37.6	39.6	42.0	42.1	41.9	41.7	41.6	40.7	38.9	36.3	36.1	35.7	35.4
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		1253.7	1266.9	1316.0	1348.0	1279.0	1229.3	1186.0	1190.4	1121.4	1107.0	1127.9	1224.0	1287.6	1338.0
陽性率 ^{※2}		79.4%	80.2%	81.9%	89.7%	88.3%	87.2%	85.2%	93.7%	89.8%					

		→指標の変更							
日付		8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月
(1) 入院患者数	単日	1287	1293	1293	1286	1297	1297	1300	1319
	過去7日間平均	1248.3	1259.6	1269.4	1278.4	1283.7	1289.9	1293.3	1297.9
新規陽性者数		6120	18060	18199	14342	12785	12310	9621	4043
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		14928.6	15902.7	15790.4	15288.9	14564.4	13759.6	13062.4	12765.7
(参考項目)									
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		35.3	35.6	35.7	35.3	34.7	34.0	33.0	31.4
新規高齢者数 ^{※1, ※3}		1340.9	1418.1	1400.6	1332.6	1286.4	1224.6	1189.9	1142.1
陽性率 ^{※2}									

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標 (2022年8月29日時点から適用)

最大確保病床 : 2,540床
最大確保病床利用率 : 23.0%

基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	厳重警戒 (オレンジ)	危険 (レッド)		
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染症大科: 単日) (感染症小科: 過去7日間平均)	246人未満	246人 ^{※3}	492人 ^{※4}	878人 ^{※5}	1,184人 ^{※6}	2,032人 ^{※7}
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—
参考項目						
入院患者のうち重症者数 ^{※1} (過去7日間平均)	27人未満	27人 ^{※3}	55人 ^{※4}	86人 ^{※5}	109人 ^{※6}	184人 ^{※7}
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※2})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陽性症の検出を避けた人数 ※3 重症症候床の20%
※4 感染症病床の40% ※5 感染症病床の50% ※6 感染症病床の60% ※7 感染症病床の80%

1 背景

2022年8月25日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が施行され、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として毎日の感染者数の総数を年代別に公表することを条件に発生届の対象を65歳以上の者、入院が必要な者、重症化リスクがありコロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断した者及び妊婦（以下「重症化リスク者等」という。）に限定することができるようになった。

この際に、あらかじめ都道府県知事から国へ発生届出の対象を限定する旨を届出し、国が告示した場合において、当該都道府県においては当分の間、感染症法第12条の発生届の対象の限定が可能となる。

2 発生届の対象を限定した際に予想される問題点

- 発生届の対象外となる患者が希望する場合、各種療養サービス（宿泊療養、配食サービス等）、受診調整、移送などの感染症法上の措置は継続されることとなるが、措置対象者であるかの確認が困難となる。
- 確定診断を受けた医療機関以外の医療機関を受診する際に患者情報を確認できないため、再検査の必要が生じる可能性がある。医療費の支払についても公費負担か否かの判断が困難となる。

3 本県の対応策

本県においては、上記の問題点を考慮し、現時点では、発生届の対象の限定は行わずに従前どおり全数把握を行い、医師からの発生届の提出を継続することとする。

医療機関の負担軽減のため、8月31日（水）より重症化リスク者等以外の感染者の発生届について入力項目の簡略化を行う。

発生届（HER-SYS）の項目の簡略化について

○ 重症化リスク者等

入力項目

- ①陽性者の氏名
- ②性別
- ③生年月日
- ④当該者所在地
- ⑤電話番号
- ⑥診断年月日
- ⑦検体採取年月日
- ⑧有症状の場合は発症年月日
- ⑨診断類型（患者確定例、無症状病原体保有者、死体など）
- ⑩ワクチン接種歴
- ⑪重症化リスク因子となる疾病等、発生届出時点の重症度

○ 上記以外の者

入力項目

- ① 陽性者の氏名（ふりがなを除く）
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 当該者所在地（市区町村名まで）
- ⑤ 電話番号

※ ただし、上記⑥、⑦の項目については、入力必須項目になっているため、国のHER-SYSの改修までは報告日を入力する必要がある。

新型コロナウイルス感染者の陽性率の取扱いについて

1 経緯

- 新型コロナウイルス感染者の陽性率は、行政検査者数及び感染症法の発生届に基づく陽性者数で算出している。

$$\text{陽性率} = \frac{\text{(陽性者数)}}{\text{(行政検査者数)}} \times 100$$

- 現在、感染者数急増により、医療機関等では業務が逼迫しており、検査者数の報告が遅れている。
- さらに、第7波では、行政検査を行うことなく、発生届が出されるケース[※]が増加している。

[※] 市販の抗原定性検査キットを用いて患者自身が検査を行い、陽性の検査結果を医療機関に持参した場合、医師の判断の下、行政検査として再度の検査を行わずとも、発生届を出すことができる。
- 行政検査以外の検査者数については、把握することができないため、正確な陽性率を算出することができない状況にある。

2 今後の対応

- 陽性率について、明日（8月24日（水））発表分から非公表とする。

新型コロナウイルス感染症に係る患者受入医療機関の増加について

新型コロナウイルス感染症に係る患者受入医療機関数が次のとおり増加しました。

1 新型コロナウイルス感染症に係る患者受入医療機関の数について

	医療機関数
2022年6月14日時点	91施設
2022年8月29日時点	93施設

2 確保病床数について

	フェーズ1	フェーズ2	緊急フェーズ I	緊急フェーズ II
2022年6月14日時点	1,214床	1,723床	1,945床	2,540床
2022年8月29日時点	1,232床	1,756床	1,974床	2,540床

3 フェーズ変更に係る指標見直しについて

指標（現行）

最大確保病床 : 2,540床
最大確保重症者用病床 : 230床

基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	嚴重警戒 (オレンジ)	危険 (レッド)		
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	242人未満	稼働病床 1,214床の20% 242人※3	稼働病床 1,214床の40% 485人※4	稼働病床 1,723床の50% 861人※5	稼働病床 1,945床の60% 1,167人※6	稼働病床 2,540床の80% 2,032人※7
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	5人/10万人/週 50人	15人/10万人/週 160人	50人/10万人/週 530人	—	—

参考項目

入院患者のうち重症者数※1 (過去7日間平均)	27人未満	稼働病床 139床の20% 27人※3	稼働病床 139床の40% 55人※4	稼働病床 172床の50% 86人※5	稼働病床 183床の60% 109人※6	稼働病床 230床の80% 184人※7
新規陽性者うちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	新規陽性者(50人) の14% 7人	新規陽性者(160人) の14% 22人	新規陽性者(530人) の14% 75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数※2)	2.5%未満	2.5%	5.0% 旧国指標ステージIII	10.0% 旧国指標ステージIV	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陰性確認の検査を除いた人数 ※3 稼働確保病床の20%
※4 稼働確保病床の40% ※5 稼働確保病床の50% ※6 稼働確保病床の60% ※7 稼働確保病床の80%



2022年8月29日時点から適用

指標（見直し）

最大確保病床 : 2,540床
最大確保重症者用病床 : 230床

基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	嚴重警戒 (オレンジ)	危険 (レッド)		
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	246人未満	稼働病床 1,232床の20% 246人※3	稼働病床 1,232床の40% 492人※4	稼働病床 1,756床の50% 878人※5	稼働病床 1,974床の60% 1,184人※6	稼働病床 2,540床の80% 2,032人※7
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	5人/10万人/週 50人	15人/10万人/週 160人	50人/10万人/週 530人	—	—

参考項目

入院患者のうち重症者数※1 (過去7日間平均)	27人未満	稼働病床 139床の20% 27人※3	稼働病床 139床の40% 55人※4	稼働病床 172床の50% 86人※5	稼働病床 183床の60% 109人※6	稼働病床 230床の80% 184人※7
新規陽性者うちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	新規陽性者(50人) の14% 7人	新規陽性者(160人) の14% 22人	新規陽性者(530人) の14% 75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数※2)	2.5%未満	2.5%	5.0% 旧国指標ステージIII	10.0% 旧国指標ステージIV	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陰性確認の検査を除いた人数 ※3 稼働確保病床の20%
※4 稼働確保病床の40% ※5 稼働確保病床の50% ※6 稼働確保病床の60% ※7 稼働確保病床の80%

国の新たなレベル分類と県の指標について (2022年8月29日適用)

国の新たなレベル分類	レベル0 (感染者ゼロ)	レベル1 (維持すべき)	レベル2 (警戒を強化)	レベル3 (対策を強化)	レベル4 (避けたい)
状況	新規陽性者ゼロが維持されている	安定的に一般医療が確保され、コロナ患者にも対応できている	新規陽性者が増加傾向で、医療に負荷が生じはじめているが、コロナ病床を増やすことで対応できている	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ患者に対応できない	一般医療を大きく制限しても、コロナ患者に対応できない
求められる対策	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 医療提供体制の強化 (治療薬のアクセス向上を含む) 基本的感染防止対策をはじめ、総合的な感染対策の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い行動自粛 保健所の体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 強い感染拡大防止策の実施 (非常事態措置等) ワクチン検査パッケージの停止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる一般医療の制限 積極的疫学調査の重点化 災害医療的な対応
国が示すレベル移行の考え方	<p>保健所のひっ迫を考慮し、病床使用率、新規陽性者数も含め各都道府県が設定</p>		<p>病床使用率 50%以上 3週間後に病床が不足</p> <p>病床使用率 50%未満 重症・中等症患者が減少傾向 新規陽性者数が2週間減少し、 50人/10万人/週程度になる</p>		

県の領域	注意(グリーン)		警戒(イエロー)	嚴重警戒(オレンジ)	危険(レッド)		
県のレベル分類	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
病床フェーズ 稼働病床数	フェーズ0 66床 (感染症指定病床)	フェーズ1 1, 232床 1, 214床 [重症139床] (①即応病床)	フェーズ2 1, 756床 1, 723床 [重症172床] (①+②準備病床)	緊急フェーズI 1, 974床 1, 945床 [重症183床] (①+②+③緊急確保病床)	緊急フェーズII 2, 540床(うち臨時医療施設385床) [重症230床] (①+②+③+④病床の更なる緊急確保)		
県の指標 基準項目	入院患者数	<p>単日入院患者 246人以上 (1,232床の20%)</p> <p>7日間平均の入院患者 246人未満</p>	<p>単日入院患者 492人以上 (1,232床の40%)</p> <p>7日間平均の入院患者 492人未満</p>	<p>単日入院患者 878人以上 (1,756床の50%)</p> <p>7日間平均の入院患者 878人未満</p>	<p>単日入院患者 1,184人以上 (1,974床の60%)</p> <p>7日間平均の入院患者 1,184人未満</p>	<p>単日入院患者 2,032人 (2,540床の80%)</p> <p>7日間平均の入院患者 2,032人未満</p>	
	新規陽性者数	<p>7日間平均の 新規陽性者数 50人 (5人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 160人 (15人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 530人 (50人/10万/週)</p>			

新型コロナウイルス感染症入院患者の転院受入可能医療機関について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症患者の確保病床のひっ迫を回避し、医療提供体制を維持するため、県独自に「新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金」を2022年8月3日（水）に創設しました。

現在の転院受入可能医療機関は、以下のとおりです。

1 交付金概要

(1) 交付対象

愛知県が指定する新型コロナウイルス感染症患者等の確保病床を有しない県内の病院および有床診療所であり、下記アまたはイのいずれかを満たす医療機関

ア 愛知県が指定する確保病床に入院している陽性患者の転院を受け入れた医療機関

イ 陽性患者である妊婦の分娩を対応した医療機関

(2) 交付額

ア 患者1人当たり1日3万円

イ 患者1人当たり50万円

(3) 対象期間

愛知県の病床フェーズが2以上の期間

<2022年7月15日（金）からフェーズ1に切り替える前日まで>

2 転院受入可能医療機関（2022年8月25日現在）

38医療機関（109床）

<参考> 回復患者転院受入医療機関応援金（2021年1月事業開始）

1 補助対象

新型コロナウイルス感染症から回復し、基礎疾患等で引き続き入院治療が必要な患者の転院を受け入れた医療機関

2 補助基準額

患者1人当たり10万円

3 転院受入可能医療機関（2022年8月25日現在）

186医療機関（482床）

あいちの医療体制を守るための緊急メッセージ ～ 医療関係者の皆様への感謝とお願い ～

愛知県では、感染力が非常に強い新型コロナウイルスオミクロン株の B A. 5 系統への置き換わりにより、新規陽性者数が最多の更新を重ねるとともに、入院患者数が過去最高となるなど、大変厳しい状況が続いています。

また、外来医療におきましても、発熱患者が診療・検査医療機関を中心に集中し、その負担が増しております。

そうした中、医療関係者の皆様には、外来診療、休日・夜間等の救急受入れ、入院対応など、県民の皆様の生命と健康を守るため、昼夜を問わず献身的に医療体制を支えていただき、心より感謝申し上げます。

現在、県医師会、県病院協会始め医療関係者のご尽力により、新型コロナに対応する医療体制を何とか確保しておりますが、感染者がこれまでにない規模で拡大しており、病院内での一般患者や医療スタッフへの感染拡大も相俟って、新型コロナの診療・検査医療機関や重点医療機関等のみでは必要な医療を提供できない状況となっております。

国内で新型コロナウイルス感染症が発生してから約 2 年 8 か月の間に、ワクチンや治療薬の開発が進む中、ウイルスの性質は弱毒でより感染力の強いものに変化し、コロナがより身近な感染症となりました。今後は、ある程度一般の医療体制の中で診療を行っていかねばならない感染症になると考えられます。

そこで、全ての医療機関の皆様におかれましては、是非とも新型コロナウイルス診療等へのご協力をいただき、一致団結してオール愛知で医療体制を守り抜き、県民の皆様の生命と健康を守ることができるよう改めてお願い申し上げます。

重点医療機関等の皆様へ

確保病床かどうかにかかわらず、入院を必要とする患者が一人でも多く入院して必要な医療が受けられますよう、一層の受け入れ体制の確保をお願いします。

重点医療機関等以外で病床をお持ちの医療機関の皆様へ

かかりつけの患者や入院の患者がコロナ陽性と判明した場合にあっても、可能な限り、治療の継続をお願いします。

あわせて、これまでの病診連携の体制と同様に、コロナ陽性の患者についても、病状が落ち着いた場合のコロナ確保病床からの入院受け入れのご検討をお願いします。

外来診療を実施している医療機関の皆様へ

発熱患者の集中を回避するために、診療・検査医療機関以外の医療機関の皆様も、可能な限り、患者の診察を行っていただくようお願いいたします。

なお、かかりつけの患者等からのご相談に対しては、動線の問題、診療科の問題などそれぞれのご事情もあるかと存じますので、電話・オンライン診療等もご活用ください。その上で、必要に応じて適切な医療機関をご紹介いただくなどの初期対応をお願いします。

2022年8月29日

愛知県知事 大村 秀章

4 感 対 第 1 5 0 5 号
令 和 4 年 8 月 9 日

公益社団法人 愛知県医師会会長 様
一般社団法人 愛知県病院協会会長 様

愛知県知事 大村 秀章

オミクロン株の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症患者受診等
可能医療機関の拡充について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県の医療提供体制については、令和4年7月19日付4感対第1423号で各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長に対し、入院基準を「原則、中等症Ⅱ以上（酸素投与が必要な者等）」とし、また病床フェーズ2における即応病床の確保及び確実な患者受入について依頼したところです。

しかしながら、オミクロン株の変異株による感染再拡大により、令和4年8月3日（水）には、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が過去最多の17,777人を記録するなど、連日1万人を超える陽性者が発生し、確保病床における入院者数も病床フェーズの緊急フェーズⅠへの移行基準である単日入院者数861人を上回り、8月8日現在で1,374人となっています。

一方で、オミクロン株は重症化率が低いとされ、重症者数は40人ととどまっており、これまでに比べ、新型コロナウイルス感染症の重症度としては軽症者が多く入院している状況です。

多くの場合、軽症者は自宅療養となりますが、現在の流行株ではこれまでの株と比べ、軽症であっても、高熱、咽頭痛、咳、消化器症状など強い自覚症状があるため、診断だけでなく投薬等が必要となります。

このようなオミクロン株の特性を踏まえ、一般医療と新型コロナウイルス感染症患者対応を両立し、県民の生命を守る上で必要な医療体制を確保するため、下記の対応への御協力を依頼しますので、御理解のうえ、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 「診療・検査医療機関」の指定を受けていない医療機関を含む全医療機関において、可能な限り、新型コロナウイルス感染症疑い患者の診察を行っていただくようお願いいたします。

その際には、診療科に特化することなく、電話・オンライン診療等を活用し、かかりつけ患者を始め、幅広く御対応いただきますようお願いいたします。

2 県が指定する新型コロナウイルス感染症患者等の確保病床からの転院受入れ等の御協力をお願いいたします。

なお、受入れに当たっては動線の確保を行うなど、感染拡大防止の措置を講じてください。

○参 考

オンライン診療に関するホームページ（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html

医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624983.pdf>

[動画] オンライン診療の適切な実施に関する指針改定の概要

<https://ecreate.jp/gst/telemedpre/2022/00>

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ
電 話 052-954-7475（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-7430

4 感 対 第 1 5 2 1 号

令和 4 年 8 月 12 日

各 市 町 村 長 殿

公益社団法人愛知県医師会会長、一般社団法人愛知県病院協会会長、一般社団法人愛知県医療法人協会会長、各保健所長、愛知県各局長あてに同趣旨の依頼を發出

愛知県感染症対策局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について (依頼)

本県におきましては、現在オミクロン株の変異株による感染再拡大により、令和 4 年 8 月 10 日 (水) に、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が過去最多の 18,862 人を記録するなど、連日 1 万人を超える陽性者の発生をうけ、医療機関及び保健所の業務がひっ迫しているところです。

こうした中、標記の件について、令和 4 年 8 月 10 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴市町村の関係事業主団体に対し、下記の事項を要請していただくよう、御協力をお願いいたします。

記

- 1 従業員又は生徒等 (以下、「従業員等」という。) が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書 (ログイン後、ただちに取得可能。別添参照) 等により、確認を行うこと。

- 2 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間 (※) が経過した後、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は発症日から 10 日間、無症状の場合は検体採取日から 7 日間。

- 3 従業員等が新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者となり、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 4 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

担 当 感染症対策課医療体制整備室

統計グループ

電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp

PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、健康上の理由等によりワクチンを接種できない方や感染不安を感じる無症状の方がPCR等検査を無料で受けられる「PCR等検査無料化事業」を実施しています。

感染不安を感じる方を対象とした「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、2022年8月31日(水)までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数は最多の更新を重ねるなど大変厳しい状況にあることを踏まえ、その期間を2022年9月30日(金)まで延長します。

なお、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、変更ありません。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間
感染拡大傾向時の一般検査事業	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方(愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません)	PCR検査及び抗原定性検査	変更前 2022年8月31日(水)まで
			変更後 2022年9月30日(金)まで
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	飲食、イベント、旅行・帰省等の活動の際の検査を希望する無症状の者のうち(愛知県内在住の有無は問いません) ○ワクチン・検査パッケージ ・ワクチン3回目接種未了者 ○対象者全員検査 ・イベント等参加のため検査が必要となる者 ^{※1}	原則として抗原定性検査 ^{※2}	2022年8月31日(水)まで

※1 ただし、無症状のワクチン3回目接種完了者については、次の場合にのみ無料で検査を受けることができます。

- ・イベント等で対象者全員検査を求められている場合
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められている場合

※2 ただし、次の者に限り、PCR検査を受けることができます。

- ・10歳未満の者
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している者

愛知県のワクチン接種の状況

(8月28日時点実績)

1 1～3回目接種の状況

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
接 種 回 数	6,183,202 回	6,097,804 回	4,614,192 回
全人口接種率 [母数：755.9万人]	81.80%	80.67%	61.04%

(参 考) 3回目接種 (主に接種券なし接種)
 *大規模集団接種会場(キャンセル枠) 62,213 回
 *職域接種 366,331 回

《年代別接種率》

(単位：%)

年 代	12-17 歳	18-19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60-64 歳	65 歳以上
3 回目	31.21	44.82	48.05	50.88	58.77	78.15	85.47	90.68
2 回目	70.60	84.70	79.19	79.30	81.37	93.59	93.74	94.48

2 4回目接種の状況

区 分	4回目接種
接 種 回 数	1,379,006 回
全人口接種率 [母数：755.9万人]	[18.24%]
対象者接種率 [母数：281.9万人]	[48.92%]
うち 60 歳以上 対象者接種率 [母数：202.8万人]	1,276,827 回 [62.96%]
うち 18 歳以上 60 歳未満の 基礎疾患を有するもの等 ※	102,179 回

※ VRS 登録上区分できないため、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を含む。

3 小児接種（5～11歳）の状況

区 分	1回目接種	2回目接種
接 種 回 数	79,744 回	73,812 回
5～11 歳人口接種率 [母数：47.9万人]	16.63%	15.40%

大規模集団接種会場における接種状況

(2022年8月28日時点)

会 場 合 計	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
(3回目：6会場計 4回目：5会場計 小 児：4会場計)	LINE 予約枠	179,327	34,482	4,218
	予約なし接種	31,690	13,493	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	60,673	6,704	—
	妊 産 婦	1,540	7	—
	計	273,230	54,686	4,218

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)	LINE 予約枠	67,943	14,622	2,240
	予約なし接種	13,792	6,440	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	15,550	578	—
	妊 産 婦	661	0	—
	計	97,946	21,640	2,240
藤田医科大学 (豊明市)	LINE 予約枠	34,058	7,854	752
	予約なし接種	6,994	3,546	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	34,840	5,284	—
	妊 産 婦	347	5	—
	計	76,239	16,689	752
愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	LINE 予約枠	19,364	3,262	857
	予約なし接種	2,356	1,136	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	2,008	258	—
	妊 産 婦	121	1	—
	計	23,849	4,657	857
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE 予約枠	36,403	5,808	369
	予約なし接種	4,775	1,684	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	3,379	540	—
	妊 産 婦	157	0	—
	計	44,714	8,032	369

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	LINE 予約枠	9,429	2,936	
	予約なし接種	1,809	687	
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	784	44	
	妊 産 婦	174	1	
	計	12,196	3,668	—
東三河総合庁舎 (豊橋市) ※6月12日をもって終了	LINE 予約枠	12,130		
	予約なし接種	1,964		
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	4,112		
	妊 産 婦	80		
	計	18,286	—	—

オミクロン株対応ワクチンの接種について

- 開始時期
2022年10月中旬以降
- 接種対象者
2回目接種を完了した全ての者
- 使用するワクチン
従来株（武漢株）とオミクロン株（BA.1系統）を含む2価ワクチン
（ファイザー社及びモデルナ社が、薬事承認申請中）
- ワクチンの有効性
従来型ワクチンと比べ、オミクロン株（BA.1系統）だけでなく、オミクロン株（BA.4、BA.5系統）に対しても中和抗体価の高い上昇がみられる。

<p>県の大規模集団接種会場の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月以降も開設期間を延長し、県内5か所の大規模集団接種会場（小児接種は4か所）で新型コロナワクチンの接種を実施 （接種規模：1日最大3,000人） ・ 10月中旬以降はオミクロン株対応ワクチンの接種を開始 （接種状況に応じて接種規模を拡大）
<p>エッセンシャルワーカー（保育士、幼稚園の教諭、学校の教職員等）に対する接種促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オミクロン株対応ワクチンの接種開始後は、4回目接種の対象者でない保育士、幼稚園の教諭、学校の教職員等のエッセンシャルワーカーに対して、LINE予約枠とは別に接種枠（キャンセル枠）を設定し「接種券無し接種」を実施